

5. 平成20年度犯罪被害者等施策関係予算等調

(平成18年度～平成20年度 平成18年度決算額を含む)

総括表

(単位：百万円)

	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組 ⁽¹⁾	8,500	9,373	8,798	575	7,816
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	524	620	677	57	179
3. 刑事手続への関与と拡充への取組	22	23	31	9	10
4. 支援等のための体制整備への取組	668	705	758	54	388
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 ⁽²⁾	69 (うち再掲13)	75 (うち再掲13)	98 (うち再掲17)	23	27 (うち再掲2)
6. 推進体制 ⁽³⁾	40 (うち再掲1)	45 (うち再掲1)	74 (うち再掲41)	29	24
総計(再掲分を除く) (4) (5) (6)	9,809	10,826	10,380	446	8,441

- (1) 「1. 損害回復・経済的支援等への取組」の平成20年度予算が対前年度減となっているのは、昨今の交通事故死者数等の減少に伴い、事故件数等の減少が見込まれるため、「22 政府保障事業による保障金の支給」が減額となったこと等による。
- (2) 「5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組」のうち、「2 広報のためのポスター・リーフレット等の作成」、「3 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費」、「5 地域における被害者支援の普及推進」については再掲である。
- (3) 「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」については再掲である。
- (4) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額は含めていない。
- (5) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
- (6) 平成18年度の予算額については、他経費と一体で執行している等、決算額の算出が困難な事業を除いた場合の予算額は、9,010百万円となる。

施策・事業一覧

(単位：百万円)

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
総計(再掲分を除く)	9,809	10,826	10,380	446	8,441	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	8,500	9,373	8,798	575	7,816	
1 海外の金融経済犯罪被害者救済制度に関する実態調査費【金融庁】	0	10	0	10	0	(19年度限り)
新2 経済犯罪等の被害者救済に関する広報経費【金融庁】	0	0	3	3	0	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律【振り込め詐欺救済法】」に係るポスターを作成、配付する。
3 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】	5	9	9	0	-	刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布しているもの【計画 第1・1 ア, 第4・1 夏】
「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	-	

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	4	8	8	0	-	
重4 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,473	1,475	2,136	661	1,227	犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の犯罪行為により重大な被害を受けた被害者等に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図るものであるところ、「犯罪被害者等基本計画」に基づく「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめを踏まえ、犯罪被害者等給付金の充実に係る経費（873百万円）が内示額に盛り込まれているもの。
5 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】	31	21	16	5	21	犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
犯罪被害給付制度裁定諸経費	21	12	12	0	11	
犯罪被害給付事務処理システムの運用	10	9	4	5	10	
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	112	112	112	0	-	性犯罪被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図るもの【計画 第1・2】
7 司法解剖後の遺体搬送費の改善【警察庁】	55	55	52	3	-	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図るもの【計画 第1・2】
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	54	54	41	13	-	ご遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による遺体の損傷を目立たないように措置するもの【計画 第1・2】
9 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	43	43	43	0	-	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の経済的負担の軽減を図るもの
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ【警察庁】	0	32	32	0	0	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げるもの【計画 第1・3 才】
11 損害賠償請求についての援助等【法務省】	「独法(注)- 8,415 の内数	「独法(注)- 10,213 の内数	「独法(注)- 10,395 の内数	-	-	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 第1・1 ア,第3・1 ア】(注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	総合法律支援事業に係る運営費交付金等の内数					

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
12 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したことなどにより、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図るもの。
13 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	- 〔 806 の内数 〕	- 〔 838 の内数 〕	- 〔 887 の内数 〕	-	-	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画 第1・3 ア, 第2・2 ア】
14 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	- 〔 14,000 の内数 〕	- 〔 12,962 の内数 〕	- 〔 13,716 の内数 〕	-	-	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第1・3 イ, 第2・2 イ】
15 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部【厚生労働省】	- 〔 75 の内数 〕	- 〔 54 の内数 〕	- 〔 55 の内数 〕	-	-	試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等（母子家庭の母等になった場合）【計画 第1・4 ア】
16 雇用管理相談援助業務【厚生労働省】	「独法」-	「独法」-	「独法」-	-	-	中小企業事業主等に対して、雇用管理の改善の援助に資する、労働者の雇入れ、配置、職場への適応その他の雇用管理についての相談、情報提供及びその他の援助を実施する（労働保険特別会計）【計画 第1・4 イ, エ】
17 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	- 〔 1,270 の内数 〕	- 〔 1,384 の内数 〕	- 〔 1,379 の内数 〕	-	-	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画 第1・4 ア, イ】
18 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成の一部【厚生労働省】	- 〔 383 の内数 〕	- 〔 263 の内数 〕	0	-	-	（19年度で事業終了）
19 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	0	2	4	2	0	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況等及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。（労働保険特別会計）【計画 第1・4】
20 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	580	570	570	0	575	（財）日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【計画 第1・1 エ】
21 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	140	140	150	10	134	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【計画 第1・1 ア】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
22 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	5,249	6,154	5,066	1,088	5,248	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。(自動車安全特別会計)【計画 第1・1 オ】
23 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	755	694	562	132	609	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)
24 司法解剖後の遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	-	司法解剖後の遺体の搬送について、遺族等の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送費用の一部を負担する。
25 司法解剖後の遺体修復に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	-	被害者の遺族が身近な人を亡くした精神的打撃に加え、司法解剖による遺体の損傷による精神的被害などの二次的被害を防止するため、解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置を行う費用を負担する。
26 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付【国土交通省】	1	1	1	0	-	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要な情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	524	620	677	57	179	
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	105	105	105	0	-	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、少年補導職員等や部外専門家等による心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行うもの【計画 第2・1 ヲ】
2 法務省との間における出所情報の共有のためのシステム整備【警察庁】	- 〔の内数 3〕	- 〔の内数 3〕	- 〔の内数 1〕	- 〔の内数 2〕	-	子どもを対象とした暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省から提供を受けた出所情報をデータベース化し、一元的に管理するシステムを運用するもの【計画 第2・2 ウ】
3 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	-	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施しているもの【計画 第2・2 ヲ】
4 保護対策の推進【警察庁】	167	214	247	34	-	暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行うもの【計画 第2・2 ヲ】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増 減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
けん銃等使用報復事件 捜査支援システムの整 備	0	46	0	46	0	
新 保護対策業務における 民間警備の活用	0	0	34	34	0	
新 保護対策用捜査支援資 機材の整備	0	0	10	10	0	
新 けん銃使用対立抗争事 件における住民保護・ 捜査支援資機材の整備	0	0	37	37	0	
保護対象者警戒資機材 の整備	22	22	22	0	-	
保護対象者居宅への警 備用資機材借上等	114	114	114	0	-	
保護対策用住居借り上 げ	32	32	32	0	-	
5 配偶者からの暴力事案 の被害者の安全確保 【警察庁】	1	1	11	10	-	配偶者からの暴力事案につ いて、加害者に対する指導警告、 被害者に対する自衛措置の教示 等の援助、パトロールの強化及 び保護命令違反の検挙等を推進 するもの【計画 第2・2 ア】
6 子どもや女性を守るた めの匿名通報モデル事 業【警察庁】	0	40	40	1	0	人身取引事犯などの被害者と なっている女性などの早期保護 を図るため、警察庁の委託を受 けた民間団体が、市民から匿名 で事件情報の通報を受け、これ を警察に提供して、捜査などに 役立てる事業【計画 第2・ 2 ア】
7 児童虐待等の被害から 少年を守るための被害 抑止対策の充実強化 【警察庁】	14	6	6	0	-	児童虐待等の児童を被害者と する事案については、児童の特 性に配慮した取組の充実が求め られるところ、部外有識者から なる研究会を設置して、被害抑 止対策の観点から検証を行い、 児童虐待等の被害から少年を守 るための対策を推進するもの 【計画 第2・2 , ア】
8 被害者等に対する精神 科医による支援【警察 庁】	6	6	6	0	-	犯罪により深刻な精神的被害 を受けた被害者等に対し、精神 科医によるカウンセリング等の 支援により、精神的被害の回 復・軽減を図るもの
9 職員等に対する研修の 充実等【警察庁】	11	20	20	0	-	採用時や昇任時において被害 者対策に関する必要な教育を実 施し、また、専門的知識を要す る職員に対してカウンセリング 技術など特別な教育、研修を実 施しているもの【計画 第 2・3 ア】
警察職員に対する研修 (カウンセリング担当 者専科)	2	2	2	0	-	
被害類型別教養ビデオ の制作	6	6	6	1	5	
全国被害者対策担当課 長会議等	3	3	3	0	-	
カウンセリング職員に 対する専門研修	0	9	9	0	0	

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
10 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】	166	169	170	1	-	被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に感じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めているもの【計画 第2・3】
被害者対策用車両の整備	138	140	141	1	136	
警察施設外の相談会場借り上げ	14	14	14	0	-	
犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	1	1	1	0	-	
性犯罪捜査証拠採取セットの保有	13	13	13	0	-	
11 被害者等に対する情報提供【法務省】	7	6	7	0	-	1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度【計画 第2・2イ, 第3・1】
12 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	12	10	10	0	9	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施しているもの【計画 第2・1, 第2・3エ】
13 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	0	8	26	18	0	捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの【計画 第2・3】
14 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	29	29	29	0	29	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点」を取り入れた教育の実施【計画 第2・2ア, 第3・1変ア】
15 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	0	1	1	1	0	犯罪被害者等に対して、刑事裁判終了後又は保護処分決定確定後の加害者に関する情報を提供する。【計画 第2・2イ, 第3・1変】
16 しょく罪指導の実施【法務省】	0	1	1	0	0	犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底していく。【計画 第2・3ウ, 第3・1変ウ】
17 スクールカウンセラー活用事業補助の一部【文部科学省】	- 〔4,217の内数〕	- 〔5,051の内数〕	- 〔3,365の内数〕	-	-	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【計画 第2・1, 第4・1, 第4・2, 第5・1ア】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
18 子どもと親の相談員等の配置の一部【文部科学省】	- 〔500の内数〕	- 〔500の内数〕	- 〔3,365の内数〕 平成20年度は「スクールカウンセラー等活用事業補助」として実施。	-	-	小学校の教育相談体制を充実するとともに、校内の生徒指導体制の強化・充実を図り、警察などの関係機関との連携強化についての取組に関する調査研究を実施する。【計画第2・1ア, 第4・1, 第4・2, 第5・1ア】
19 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	「独法」- 独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数 1,611 の内数	「独法」- 独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数 1,511 の内数	「独法」- 独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数 1,439 の内数	-	-	生徒指導又は教育相談を担当する指導主事等に対し、不登校・いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的諸課題について、最新の知見や全国的動向、研究成果、対応方策に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が、行われるための研修を実施する（独立行政法人教員研修センター）【計画第2・1ウ, 第5・1イ】
新20 非行等青少年のための立ち直り支援推進事業の一部【文部科学省】	0	0	- 〔16,970の内数〕	-	0	非行等青少年のための居場所づくりを推進するための実践的な調査研究を行うとともに、全国的な研究集会を開催し、その成果を普及する。【計画第2・2エ】
21 学校等における児童虐待防止に向けた取り組みに関する調査研究の一部【文部科学省】	- 〔10の内数〕	0	0	-	-	（「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替）
22 問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業の一部【文部科学省】	- 〔51の内数〕	- 〔45の内数〕	0	-	-	（19年度で事業終了）
23 家庭教育支援総合推進事業の一部【文部科学省】	- 〔987の内数〕	- 〔981の内数〕	0	-	-	（「地域における家庭教育支援基盤形成事業の一部」へ振替）
新24 地域における家庭教育支援基盤形成事業の一部【文部科学省】	0	0	- 〔1,153の内数〕	-	0	身近な地域において子育てサポートリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を創設し、学習機会や情報の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する手法の開発を行う。【計画第2・2オ】
25 児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の一部【厚生労働省】	- 〔72,501の内数〕	- 〔75,255の内数〕	- 〔77,538の内数〕	-	-	児童養護施設等における入所に要する経費
26 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	- 〔1,281の内数〕	- 〔1,284の内数〕	- 〔1,287の内数〕	-	-	婦人保護施設における入所に要する経費
27 婦人保護事業費負担金（1.13の再掲）の一部【厚生労働省】	- 〔806の内数〕	- 〔838の内数〕	- 〔887の内数〕	-	-	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画第1・3ア, 第2・2ア】（再掲）

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
28 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	-	-	-	-	-	自立援助ホームの運営費
	〔 1,783 の内数 〕	〔 2,307 の内数 〕	〔 2,329 の内数 〕			
29 こころの健康づくり対策事業【厚生労働省】	-	-	-	-	-	
新 PTSD・思春期精神保健対策事業の一部	0	0	-	-	0	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業として PTSD 対策専門研修会(犯罪被害者対策を含む。)を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施するもの。【計画 第2・1 イ】
PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策事業の一部	〔 15 の内数 〕	〔 14 の内数 〕	0	-	-	(「PTSD・思春期精神保健対策事業の一部」に振替)
思春期精神保健対策事業の一部	〔 16 の内数 〕	〔 15 の内数 〕	0	-	-	(「PTSD・思春期精神保健対策事業の一部」に振替)
30 高次脳機能障害支援普及事業の一部(都道府県実施分)【厚生労働省】	-	-	-	-	-	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【計画 第2・1 イ】
	〔 地域生活支援事業 20,000 の内数 〕	〔 地域生活支援事業 40,000 の内数 〕	〔 地域生活支援事業 40,000 の内数 〕			
31 高次脳機能障害支援普及事業の一部(国立障害者リハビリテーションセンター実施分)【厚生労働省】	-	-	-	-	-	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【計画 第2・1 イ】
	〔 17 の内数 〕	〔 16 の内数 〕	〔 16 の内数 〕			
32 子どものこころの診療医養成経費【厚生労働省】	6	5	0	5	-	(19年度で事業終了)
新33 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業【厚生労働省】	0	0	-	-	0	様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。【計画 第2・1 イ】
			〔 母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金) 4,782 の内数 〕			
34 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	-	-	-	-	-	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第2・2 イ】
	〔 14,000 の内数 〕	〔 12,962 の内数 〕	〔 13,716 の内数 〕			

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
新43 地域生活支援事業（モデル事業）の一部【厚生労働省】	0	0	- 〔児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数〕 2,329 の内数	-	0	施設を退所した者等が、就労や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するとともに、同じ悩みを抱える者同士が集まり、情報交換等を行うことができるような場を提供するなど、社会復帰後の地域生活を支援する。
44 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	- 〔14,000 の内数〕	- 〔12,962 の内数〕	- 〔13,716 の内数〕	-	-	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第1・3 イ, 第2・2 イ】
45 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	- 〔1,783 の内数〕	- 〔2,307 の内数〕	- 〔2,329 の内数〕	-	-	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化【計画 第2・2 ア】
46 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	- 〔1,783 の内数〕	- 〔2,307 の内数〕	- 〔2,329 の内数〕	-	-	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施【計画 第2・3 ケ】
47 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	- 〔1,783 の内数〕	- 〔2,307 の内数〕	- 〔2,329 の内数〕	-	-	児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施
3. 刑事手続への関与拡充への取組	22	23	31	9	10	
1 犯罪被害者に対する通知【警察庁】	13	13	13	0	-	被害者等に対し、捜査の状況や加害者の検挙等の連絡を行うもの【計画 第3・1 ア】
2 交通事故自動記録装置の整備【警察庁】	- 〔122 の内数〕	- 〔141 の内数〕	- 〔17 の内数〕	- 〔124 の内数〕	-	科学的かつ効率的な事故捜査と的確な被害者対策を推進するため、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努めているもの【計画 第3・1】
新3 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	「独法(注1)- 総合法律支援事業に係る -」	「独法(注1)- -」	「独法(注1)- 国選弁護士確保業務委託費 9,083 の内数」	-	- 〔内数(注2)〕	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための公費による弁護士選任制度を導入（平成20年12月までに実施予定）し、同制度の下での所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。【計画 第3・1】 （注1）日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。 （注2）本制度は20年度に導入予定のため、対応する19年度予算額は存在しない。記載の20年度概算要求額は犯罪被害者等施策関係分として特掲できないものも含む。

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
4 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	0	1	1	1	0	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を、矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝え、仲介をする。【計画 第3・1夏】
5 仮釈放審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	9	9	17	8	10	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理等を実施する。【計画 第2・3 イ, 第3・1 変, 第3・1 変】
4. 支援等のための体制整備への取組	668	705	758	54	388	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】	1	1	1	0	0	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 ア, イ, 第4・1】
2 各種相談機関の連携等の実態把握及び連携の在り方に関する検討経費【内閣府】	9	0	0	0	7	(18年度限り)
3 広報のためのポスター・リーフレット等の作成【内閣府】	5	4	8	3	2	各省庁が行う情報提供に加えて、犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのパンフレットやポスターを作成する。【計画 第4・3, 第5・1】
重新4 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費【内閣府】	10	9	9	0	0	犯罪被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。【計画 第4・2、第5・1 ア】
重新5 支援ネットワーク形成促進事業【内閣府】	0	0	20	20	0	「犯罪被害者支援ハンドブック」モデル案を作成するとともに、地方公共団体や民間支援団体からなる協議会等におけるハンドブック作成等を支援する。【計画 第4・1】
6 民間団体における人材育成支援事業【内閣府】	0	0	17	17	0	民間支援団体が参照できるような研修カリキュラムモデル案を作成するとともに、当該団体における具体の研修カリキュラムづくりを支援する。【計画 第4・1, 第4・3】
7 交通事故相談活動経費【内閣府】	140	89	57	33	98	アドバイザーの派遣、事例研究会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における、交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の育成・支援を行う。【計画 第4・1】
8 交通事故被害者サポート事業経費【内閣府】	27	27	21	5	22	交通事故被害者の自立を支援する立場にあるものの技術を向上させるとともに、交通事故被害者自助グループ間の連携を図る等、交通事故被害者の支援を行う。

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
9 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費【内閣府】	19	19	36	17	15	配偶者暴力の被害者相談担当者の相談業務等の質を向上するため、セミナーを開催するとともに、専門的な知識や経験を有する者の派遣による助言・指導を行う。また、地方公共団体や民間団体（有識者・専門家）との連携を図るために配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議を開催する。さらに、配偶者からの暴力の被害者のニーズに合致したきめ細かな自立支援を行うため、自立支援モデル事業を行う。
10 配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究経費【内閣府】	5	0	0	0	3	（18年度限り）
11 配偶者暴力施策に係る官民連携等に関する調査研究経費【内閣府】	0	6	0	6	0	（19年度限り）
新12 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費【内閣府】	0	0	14	14	0	女性に対する暴力について、的確な施策を実施し社会の問題意識を高めるため、配偶者等からの暴力について定期的な実態把握を行う。【計画 第4・2】
13 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	- 289 の内数	- 301 の内数	- 305 の内数	-	-	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の施行体制整備やNPO実態調査の実施等を行う（当該施策はNPO全体に対するものであり、犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。）
14 ストーカー事案の被害者の安全確保のための措置【警察庁】	- 112 の内数	- 147 の内数	- 121 の内数	- 26 の内数	-	ストーカー規制法に基づく警告、検挙、援助のほか、他法令違反の検挙等の措置を講じているもの【計画 第4・1】
15 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	25	25	25	0	-	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを求めるもの【計画 第4・2】
16 少年の犯罪被害防止と被害少年の支援研究【警察庁】	20	9	0	9	9	少年の犯罪被害の防止と被害少年の支援研究を行うもの【計画 第4・2】
17 犯罪被害者支援に関する調査研究【警察庁】	0	8	8	0	0	犯罪被害の実態等を調査し、警察の行う被害者支援の充実に活かすための調査研究を行うもの【計画 第4・2】
18 犯罪被害補償制度等に関する海外調査【警察庁】	0	1	0	1	0	諸外国における犯罪被害者支援に関する調査研究を行うもの【計画 第4・2】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
19 「少年対話会」推進体制の充実強化【警察庁】	- 〔17の内数〕	- 〔3の内数〕	- 〔0の内数〕	- 〔3の内数〕	-	少年対話会パイロット事業の成果を踏まえ、少年の再犯抑止対策及び少年事件の被害者対策を総合的に推進するため、少年対話会の適正な実施・運営の支援、広報啓発資料の作成等を行うもの
重20 民間団体への支援の充実【警察庁】	177	211	242	31	-	民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図るもの【計画 第4・3 ア】
民間被害者支援団体等に対する活動支援	8	8	11	2	5	
犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託	20	20	45	25	-	
民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	93	124	127	3	-	
民間被害者支援団体に対する広報啓発業務の委託	55	59	60	1	-	
21 被害者等からの相談への対応【法務省】	229	227	210	16	-	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付き添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置【計画 第4・1】 被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設【計画 第4・1】 検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成、現行ホームページの運用管理及び新ホームページの構築【計画 第3・1 ア, イ, 第4・1 量ア, イ】
被害者支援員の配置	184	184	183	2	181	
被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	-	
刑事手続に関するパンフレットの作成等	43	41	26	15	45	
22 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	0	43	88	46	0	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【計画 第4・1 参】
23 人権相談【法務省】	- 〔3,965の内数〕	- 〔3,758の内数〕	- 〔3,724の内数〕	-	-	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応（「子どもの人権110番」、「子どもの人権専門委員」によるものを含む。）【計画 第4・1】
24 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	- 〔3,965の内数〕	- 〔3,758の内数〕	- 〔3,724の内数〕	-	-	
25 相談及び情報の提供等【法務省】	「独法（注）- 〔5,980の内数〕	「独法（注）- 〔10,213の内数〕	「独法（注）- 〔10,395の内数〕	-	-	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【計画 第1・1 イ, 第3・1 イ, 第4・1 参ア】
	総合法律支援事業に係る運営費交付金の内数					

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
26 犯罪被害に関する総合的研究【法務省】	0	25	2	23	0	<p>日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携を図る。【計画 第1・1 工, 第3・1 工, 第4・1 夔ウ】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画 第4・1 能】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）地方公共団体（捜査機関を含む。）弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画 第4・1 夔才, 第4・3】</p> <p>（注）日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。</p>
27 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究【法務省】	1	2	0	2	1	（19年度で事業終了）
28 問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部【文部科学省】	0	- 〔 1,227 の内数 〕	- 〔 855 の内数 〕	-	-	<p>不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。【計画 第2・2 イ, 第4・1 夜, 姓】</p>
29 スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の一部【文部科学省】	- 〔 836 の内数 〕	0	0	-	-	（「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替）
30 問題行動に対する地域における行動連携推進事業の一部【文部科学省】	- 〔 525 の内数 〕	0	0	-	-	（「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替）
新31 いじめ対策緊急支援総合事業【文部科学省】	0	0	- 〔 105 の内数 〕	-	0	<p>いじめ問題の深刻化に対応して、いじめ等の問題行動が生じた際に外部の専門家の協力を得た効果的な取組の在り方や、小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組の調査研究、中・高校生によるいじめをなくすための主体的な組織作りや活動を支援する取組の調査研究を行う。【計画 V 第4・1】</p>

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
新32 スクールソーシャル ワーカー活用事業【文 部科学省】	0	0	- 〔 1,538 の内数〕	-	0	いじめ、不登校、暴力行為、 児童虐待など児童生徒の問題行 動等へ対応するため、社会福祉 等の専門的な知識・技術を用い て、児童生徒や保護者等の相談 に応じたり、福祉機関等の関係 機関とのネットワークを活用し て援助を行う専門家であるス クールソーシャルワーカーの活 用方法等について調査研究を行 う。【計画 V第2・1 , 第 2・2 イ, 第4・1 , , 第5・1 ア】
33 科学技術振興調整費 「重要課題解決型研究 等の推進」プログラムの 一部【文部科学省】	- 〔 39,800 の内数〕	- 〔 36,800 の内数〕	0	-	-	(19年度で事業終了)
34 虐待・思春期問題情報 研修センター事業費の 一部【厚生労働省】	- 〔 188 の内数〕	- 〔 186 の内数〕	- 〔 186 の内数〕	-	-	児童虐待を受けた子どもの保 護及び自立の支援を専門的知識 に基づき適切に行うことができ るよう、児童相談所及び児童福 祉施設等関係機関の職員、市町 村職員及び保健機関等の職員の 資質の向上等を図るため研修の 充実を図る(厚生保険特別会 計)【計画 第4・2】
5. 国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組	69	75	98	23	27	
1 犯罪被害者等施策の啓 発のための中央・地方 大会の開催【内閣府】	19	17	17	0	9	犯罪被害者等の置かれた状況 について国民が正しく理解し、 国民の協力の下に関係施策が講 じられていくよう、国民が犯罪 等による被害について考える機 会として、「犯罪被害者週間国 民のつどい」を中央及び複数の 地域で開催する。【計画 第 5・1 , 〕
2 広報のためのポス ター・リーフレット等 の作成【内閣府】(4.3 の再掲)	5	4	8	3	2	各省庁が行う情報提供に加え て、犯罪被害者等のための施策 全般について、広く国民への周 知を図るためのパンフレットや ポスターを作成する。【計画 第4・3 , 第5・1】
3 犯罪被害者等に關す る、類型別の継続的な 実態調査経費【内閣府】 (4.4の再掲)	10	9	9	0	0	犯罪被害類型を3つのグルー プに分け、3年程度の周期でイ ンタビュー調査の実施、集計、 分析を追跡調査により継続的 に行い、被害の現状及び改善状 況等を把握する。【計画 第 4・2、第5・1 ア】
4 国民意識等に係る研究 調査等【内閣府】	18	18	15	3	13	国民の意識・行動や地方公共 団体・民間の団体等における 様々な取組の把握等のための研 究調査等や有識者による講演会 等を行う。【計画 第5・1 , イ】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
重新5 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】	0	0	40	40	0	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。【計画 イ】
6 犯罪被害者支援団体等の人材の育成に関する調査研究【内閣府】	0	10	0	10	0	(19年度限り)
7 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】	1	1	9	8	0	犯罪被害者の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進するもの【計画 第5・1 イ、ウ】
重新 社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業	0	0	9	9	0	
警察庁ホームページにおける犯罪被害者対策の諸施策の掲示	1	1	1	0	0	
8 人身取引被害者に対する広報啓発用リーフレットの作成、配布【警察庁】	2	2	1	0	1	人身取引被害者に対する広報啓発活動のためのリーフレットを作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努めるもの
9 人権啓発活動【法務省】	-	-	-	-	-	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【計画 第5・1 イ】
	〔 3,965 の内数〕	〔 3,758 の内数〕	〔 3,724 の内数〕			人権擁護関係予算の内数
10 道徳教育推進事業等の一部【文部科学省】	-	-	0	-	-	(「道徳教育の総合的推進の一部」へ振替)
	〔 579 の内数〕	〔 658 の内数〕				
新11 道徳教育の総合的推進の一部【文部科学省】	0	0	-	-	0	児童生徒に命や思いやりを大切にすることを心がけ、教育を充実するなど道徳教育を推進するための総合的な推進に取り組む。【計画 第5・1 ア、イ】
			〔 658 の内数〕			
12 豊かな体験活動推進事業の一部【文部科学省】	-	-	-	-	-	命の大切さを学ばせるために、「体験活動推進地域・推進校」等において、他校のモデルとなる体験活動を実施する。【計画 第5・1】
	〔 470 の内数〕	〔 713 の内数〕	〔 1,012 の内数〕			
13 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	[独法]- 〔 1,611 の内数〕	[独法]- 〔 1,511 の内数〕	[独法]- 〔 1,439 の内数〕	-	-	人権教育を担当する指導者等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭、地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画 第5・1 ア、イ】
						独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
14 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	- 〔242の内数〕	- 〔215の内数〕	- 〔202の内数〕	-	-	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。【計画 第5・1 ア、イ】
15 家庭教育手帳の作成・配布の一部【文部科学省】	- 〔213の内数〕	- 〔170の内数〕	- 〔65の内数〕	-	-	家庭教育に関するヒント集（家庭教育手帳）を作成し、全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促す。【計画 第5・1】
16 PTSD等に対する心のケアパンフレットの作成【文部科学省】	15	14	0	14	2	（19年度で事業終了）
新17 心のケア対策推進事業【文部科学省】	0	0	- 〔9の内数〕	-	0	子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教員を対象とした指導参考資料を作成するとともに、子どもの心のケアについて、養護教諭や臨床心理士などを対象としたシンポジウムを開催する。【計画 第5・1 ウ・エ】
18 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	- 〔18の内数〕	- 〔17の内数〕	- 〔22の内数〕	-	-	児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【計画 第5・1 ウ】
6. 推進体制	40	45	74	29	24	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】（4.1の再掲）	1	1	1	0	0	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 ア、イ、 第4・1】
重新2 地方公共団体職員向け研修【内閣府】	0	0	20	20	0	地方公共団体職員向け研修プログラムを作成し、ブロック別研修会を開催するとともに、研修教材を作成する。【計画 イ】
重新3 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】（5.5の再掲）	0	0	40	40	0	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。【計画 イ】
新4 犯罪被害者等施策連携促進サイトの創設・運営【内閣府】	0	0	8	8	0	犯罪被害者等施策の実施状況等を公開するウェブサイトを開設し、地方公共団体をはじめとする関係機関に情報提供を行う。【計画 イ】

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度 増減額	平成18年度 決算額	施策・事業の概要
5 犯罪被害者団体等との 情報交換の実施【内閣府】	8	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換等を行う。【計画 イ】
6 犯罪被害者等施策年次 報告の作成【内閣府】	8	7	5	3	7	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【計画 】
7 地方公共団体における 犯罪被害者等施策実態 調査経費【内閣府】	0	10	0	10	0	(19年度限り)
8 地方公共団体職員向け 手引書作成【内閣府】	0	6	0	6	0	(19年度限り)
9 犯罪被害者等施策に係る 重要事項の審議、施策 の実施状況の検証・ 評価・監視等の経費 【内閣府】	23	20	0	20	17	(19年度限り)

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」、重点とするものは「重」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は、四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。0より大きい数値で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。